

平成22年 第18回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年11月11日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年11月11日

東京都教育委員会第18回定例会

議 題

1 議 案

第111号議案 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画について

第112号議案 東京都立公立学校長の任命について

第113号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第114号議案

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局(説明員)	教育長(再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
	(書記)	総務部教育政策課長

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第18回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、毎日新聞ほか4社、合計5社から、個人は、合計13名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。 異議なし では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 10月14日開催の前々回第16回定例会会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし それでは、第16回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回10月28日開催の第17回定例会会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第112号議案から第114号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第111号議案 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画について

【委員長】 第111号議案、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画について、説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 第111号議案、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画について御説明いたします。

東京都教育委員会では、平成16年に長期計画である東京都特別支援教育推進計画を策定し、この長期計画を具体化するために第一次及び第二次実施計画を策定し、これまで特別支援教育の充実に取り組んでまいりました。今回、この長期計画の締めくくりとなる第三次実施計画を策定いたしました。本計画については、去る7月8日の教育委員会定例会で計画案の骨子を公表し、その後、パブリックコメント等様々な意見をいただきました。そうした意見を踏まえ、本計画を策定いたしました。

第111号議案資料を御覧ください。

「1 計画の基本理念」ですが、第一次実施計画の理念をそのまま引き継ぐ形で示しております。

「2 計画期間の延長」ですが、今回、第三次実施計画の策定に先立ち、児童・生徒数の推計を行っています。その推計により、平成32年度までの間に、知的障害のある児童・生徒及び発達障害のある児童・生徒が増加するといった結果を得ております。

「障害のある児童・生徒数の将来推計（人）」を御覧ください。

特別支援学校の知的障害については、平成21年度6,983人が平成32年度の推計では9,490人と、約2,500人増える結果が出ております。

小・中学校特別支援学級については、発達障害の児童・生徒が通っている情緒障害等（通級指導学級）について、平成21年度4,647人が平成32年度の推計では8,804人と、約4,000人を超える増加を示しております。

資料2ページを御覧ください。

今回、こうした児童・生徒の増加を踏まえ、施設整備等に相応の実施期間を要することから、計画期間を3年間延長したいと考えております。長期計画については、平成16年度から平成28年度までの13年間の計画期間とし、今回策定します第三次実施計画については、平成23年度から平成28年度までの6年間の計画期間としたいと考えております。

なお、施設整備等については、更に時間を要しますので、平成32年度までを計画継続期間として定めたいと考えております。

「3 第三次実施計画の基本的な考え方」ですが、今回の第三次実施計画の策定に当たり、東京都教育委員会として、基本的な考え方を3点定めております。

「(1) すべての学校で実施する特別支援教育の推進」ですが、特別支援学校だけでなく、すべての小・中学校及び高等学校での特別支援教育の推進を掲げております。

「(2) つながりを大切にした特別支援教育の推進」ですが、小・中学校・高等学校等特別支援学校の間での連携を強化し、つながりを大切にした特別支援教育の推進を掲げております。

「(3) 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進」は、第一次及び第二次計画の継続課題ですが、これを3点目の基本的な考え方として掲げております。

この3点の基本的な考え方の基に、今回、第三次実施計画を策定いたしました。

資料3ページを御覧ください。

「4 第三次実施計画の主な取組内容」ですが、これについては本文の37ページから39ページまでに体系図でお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと思います。今回は、5章立てで具体的に第三次実施計画の取組内容について定めております。

「(1) 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実」ですが、主に教育内容、指導面についての項目を挙げております。自閉症の子供たちに対する教育の充実、知的障害のある児童・生徒へのキャリア教育・職業教育の充実、更に都立肢体不自由特別支援学校における外部人材の導入による教育内容・方法の充実、病院内教

育の充実等をお示ししております。

「(2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置」ですが、今回、知的障害のある児童・生徒の増加に対する対応ということで、都立知的障害特別支援学校を中心として、都立特別支援学校全体の再編整備を通じて必要な教室の確保に努めてまいります。具体的には、都立高等学校の跡地の活用、新規の土地取得、他の障害教育部門の併置化等を通じて学校の整備に努めてまいります。

また、病弱特別支援学校である都立久留米特別支援学校の教育機能を都立光明特別支援学校に移転し、移転後の校地等は、知的障害特別支援学校を設置して活用してまいります。

「都立特別支援学校の配置計画の概要」を御覧ください。

都立特別支援学校の配置計画の概要をお示ししております。平成16年度の計画開始時には55校1分校であったものを、第三次実施計画の実施を通して、最終的には58校、3校の学校数の増になります。特に知的障害の児童・生徒については、計画策定当初、併置校を合わせて30校1分校で受入れをしていましたが、今回の計画を通して、44校で受入れをしていくことを定めております。

本文の66ページを御覧ください。

東京都特別支援教育推進計画に基づく都立特別支援学校の設置等状況をA3判の表でお示ししております。都立特別支援学校全体の再編整備を通じて、こちらにお示した学校について対応してまいります。

具体的に、開校等予定年度と年度ごとの工事等の状況についてお示ししております。今回の計画の中では、江東区の臨海地区に、臨海地区特別支援学校(仮称)を1校新設したいと考えております。

また、八王子特別支援学校ですが、前回骨子の段階では、八王子盲学校と併置するとお示ししておりましたが、八王子市内に用地を取得できましたので、そちらに移転し、新築していくことで対応してまいります。

また、市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)とありますが、旧都立市ヶ谷商業高校の跡地を活用して、新たに高等部の知的障害特別支援学校を設置してまいります。今回、全体としてこのような計画の中で知的障害の児童・生徒の受け入れ対策をしてまいり

ます。

資料4ページを御覧ください。

寄宿舎については、当初計画でも、11舎あった寄宿舎を5舎に再編すると明確にしておりましたが、第三次実施計画でも、都立久留米特別支援学校と都立城北特別支援学校の寄宿舎を閉舎し、当初計画どおり11舎の寄宿舎を5舎に再編してまいります。

「(3)区市町村における特別支援教育推進体制の整備」ですが、発達障害のある児童・生徒が、小・中学校の通常の学級に多く在籍しているといったことがあり、今回はすべての小・中学校に特別支援教室を設置する構想を打ち出して、区市町村における特別支援教育体制の整備を図ります。

「(4)都立高等学校における特別支援教育推進体制の整備」ですが、都立高校においては、チャレンジスクール等に発達障害等特別な支援を要する生徒が相当数在籍していると推定されることから、そうした学校における進路指導體制の整備等を図ります。併せて、都立高等学校全体の特別支援教育体制の整備を図ってまいります。

「(5)特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実」ですが、特別支援教育を推進するには専門性の高い人材が必要であることから、今回は、人材育成と確保のシステムの在り方についての検討や教員の人事交流の促進等により、このような人事面の課題について対応してまいります。

さらに、複数の障害教育部門を併置する学校の管理・運営の在り方や学校支援の在り方、就労支援体制の整備等、教育と福祉、医療、保健、労働等、他の分野との積極的な連携等についても力を入れていきたいと考えております。

都民の方等に御説明するために第三次実施計画の概要版を作成いたしましたので、御参考として机上に配付しております。後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 小・中学校の情緒障害等の児童・生徒数は、平成16年度1,831人だったのが、平成27年度には8,000人台を超えています。どういうデータからこのような推計が得られたのでしょうか。知的障害の児童・生徒数も同様ですが。

基本的には、教育委員会として知的障害の児童・生徒数が非常に増加していくこと

から、その対策をとらなければならないと理解することが大前提なのかと思います
が、すべての小・中学校に特別支援教室を設置することとの兼ね合いで、高校
との連携というか、東京都が行わなければならないことに対して、一部を小・中学校
に負担してもらうということなのか、思想的な背景と、本実施計画を出したときに区
市町村教育委員会がどういう反応を示しているのかも併せて教えてください。

【特別支援教育推進担当部長】 まず、1点目の推計のお話ですが、これはあくま
で平成16年度から平成21年度までの実績値の増加傾向を踏まえて、平成27年度、平成
32年度の推計値を出しております。今、委員の御指摘の情緒障害の通級指導学級につ
いては、平成16年度に通っている児童・生徒が1,831人だったのが、平成21年度には
4,647人に増えているという背景を踏まえて推計を出していますので、過去の統計デ
ータを分析しながら推計したということです。かなり確度の高い数値ではないかと思
っております。

【高坂委員】 直線的に伸ばしていると考えていいのですか。

【特別支援教育推進担当部長】 多少下降はしていますが、基本的にはそのような
考え方でございます。

知的障害のある児童・生徒の件ですが、委員の御指摘のとおり、基本的には知的障
害のある児童・生徒の増への対応がこの計画の一つの大きな課題ですが、知的障害と
は別に、いわゆる発達障害という概念が新しく加わってきました。もともとアスペル
ガー症候群や高機能自閉症、学習障害といった児童・生徒がいたのですが、概念が近
年ある程度固まってきて、そのような児童・生徒の増加が非常に多いというの
が、今回、知的障害とは別に2つ目の大きな課題としてあります。この情緒障害等
通級指導学級に通っている生徒の増加、発達障害の児童・生徒の増加が、今、委員の御
指摘にあった数字に反映されていると御理解いただければと思います。

発達障害のある児童・生徒については、今のデータでいくと、ほぼすべての通常の
小・中学校に在籍しているのではないかといった議論があります。そのような意味
で、今回私どもがお示した特別支援教室構想も、すべての通常の区市町村立の小・
中学校に在籍している発達障害の児童・生徒に対してしっかりとした支援をしていく
必要があるということから出したものでございます。

基本的には、区市町村立の小・中学校ですから設置者はあくまで基礎的自治体なのですが、東京都では、学級編制を認めて教員を配当しておりますので、そのような面では当然深く関与しています。区市町村との役割分担をより明確にしながら、発達障害のある児童・生徒に対する支援を全都的な視点で充実させていきたいという意味で、今回の特別支援教室構想を打ち出したと御理解いただければと思います。当然区市町村との適切な役割分担がまず前提になってくるということでございます。

【高坂委員】 適切な役割分担というのは、具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 今、区市町村教育委員会で学級編制をして、その学級編制について東京都教育委員会が同意をして、それで教員の配当をするというのが、発達障害の児童・生徒への対応としてあります。システムとしてはそういうシステムがあるということです。それが、今、私が申し上げた通級指導学級というシステムなのですが、通級指導学級を設置する学校に子供たちが通ってきて指導を受けるという体制です。それに対して特別支援教室構想というのは、子供たちが通うことなく在籍校で支援を受けられる体制にしていこうということです。通級指導学級に配当した教員が、特別支援教室のある学校に巡回指導していく体制を考えております。それについては、あくまでも学級を編制するのは区市町村教育委員会ですから、十分な話し合いの中で、システム自体を御理解いただいて制度設計をしていきたいというのが具体的な考え方です。

最後に御理解をいただけるかどうかというお話がありましたが、骨子を発表してから、担当者を含めて既に相当な回数の説明会をしております。この問題は、基本的には区市町村の同意がなければできませんので、3か年ほどモデル事業で検討した上で、具体的な在り方については区市町村と協調しながら進めていきたいと思っております。

【高坂委員】 個別の話で、王子地区特別支援学校（仮称）とありますが、設置場所は王子特別支援学校、王子第二特別支援学校とあって、それを1本にしてしまうということなのですか、あるいは新たにまたつくるのですか。

【特別支援教育推進担当部長】 王子特別支援学校は高等部、王子第二特別支援学

校は小・中学部がありますので、小・中・高一貫にすることで、教育内容の一貫性を図りながら内容を充実していきたいという考え方です。併せて、これは全面的に工事をいたしますので、施設面でもグレードを高めていきたいと考えております。

【高坂委員】 ても、王子特別支援学校と王子第二特別支援学校では、通っている生徒の障害の度合いは大分違います。たしか王子第二特別支援学校の方は、非常に発達の遅れた児童・生徒が多かったと記憶していますが、これを1つにまとめていいのですか。

【特別支援教育推進担当部長】 先程の市町村の役割分担の話にもなりますが、都立の特別支援学校の小・中学部には、障害が比較的重い児童・生徒が通ってきていて、障害が軽い児童・生徒については、区市町村が設置する固定の特別支援学級に通っているのが一般的です。王子の場合は、都立王子第二特別支援学校が小・中学部で、通ってきている児童・生徒は比較的障害の重い児童・生徒です。高等部になると、一般の小・中学校の特別支援学級から相当数の生徒が通ってきますので、高等部は障害の程度が比較的軽い生徒も含めて増えてきます。ただ、都立王子第二特別支援学校の生徒も、王子特別支援学校にそのまま進学していますので、その面については問題がないと思っております。

【委員長】 他にございませんか。

【瀬古委員】 先日、都立矢口特別支援学校に初めて行かせていただいて、いろいろなことを感じて帰ってきました。確かに人数が増えているので、特別に部屋をつくるというのはなかなか難しいかもしれませんが、3つぐらいに部屋を間仕切って授業を行っていました。随分狭いと感じたのですが、声も出したりして、結構落ち着かない児童・生徒がいっぱいいました。なるべく早く工事をして、あのような状況を改善してあげたいという希望がありますが、平成23年度には間に合いませんね。

【特別支援教育推進担当部長】 一覧表に書いてございますが、都立矢口特別支援学校については平成25年度からの着手になりますので、時間は少しかかるかと思いません。

【瀬古委員】 あと2年ですね。なるべく早くしていただきたいと思えます。

【委員長】 実際の工事は平成28年度です。

【瀬古委員】 あと一つ、児童・生徒への支援は当然ですが、障害のある子供がい
らっしゃる保護者には、我々には分からないような心配事や不安があると思うので、
子供たちと並行して、保護者にも是非支援をしていただきたい。保護者や市民に信頼
されると書いてありますので、特に保護者に信頼される、保護者を安心させてあげら
れるような場を設けて支援していただけたらと希望いたします。

【高坂委員】 都立矢口特別支援学校のPTAの会長さんはしっかりしていました
ね。

【委員長】 本日、傍聴席にお見えでございます。

【高坂委員】 保護者の方々を支援して、横の輪を広げていく。PTAの御苦労は
多々あったと思いますが、そういうことで支援しないといけません。教育現場の専門
家だけでこの課題は簡単に解決できると私は思えません。一番苦労して、その悩みが
分かっているのは保護者ですから、その保護者の御意見などを集約して、PTAに対
してどのように支援するかということも併せて検討していただきたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 御指摘のとおり、特別支援学校の場合は保護者の
方と学校との距離は非常に近いという面もございますので、こういった計画の策定を
通して直接意見交換をし、私どもの考えている内容について御理解いただきながら計
画を進めていきたいと思っております。

【高坂委員】 もう一つ、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備で
すが、チャレンジスクールとあります。今日、この会議が終わったら都立稔ヶ丘高等
学校へ視察に行く予定ですが、ホームページを見ても、私が今まで見た感じでも、結
構な大学進学率で、難関といわれる学校へも進学しています。だから、チャレンジス
クールをどのように活性化していくか、これも一つの課題だと思います。それとこれ
とが結びつくのかどうか、その辺は都立稔ヶ丘高等学校の先生にも聞いてみようとは
思っています。

そういったことで、あまり枠だけを決めるのではなくて、流動的にやっていく必要
があります。特別支援学校の生徒でも、チャレンジスクールに入れる、エンカレッジ
スクールに入れるようなシステムも検討したらどうかと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 チャレンジスクールの場合は、中学校において不

登校傾向があった生徒の受け皿として、入学者選抜等の工夫をしていますが、不登校の生徒などの場合は、例えば発達障害が原因になっているケースもあって、結果として、チャレンジスクールにはそういった発達障害の生徒がかなりおります。発達障害の場合は、学力的にはものすごく高い生徒もいますので、そういう意味ではしっかりとした進路指導をすれば、当然学力も伸ばせることもあります。そういったことも含めて、トータルで考えながら発達障害の児童・生徒に対する指導を充実していく必要があるのではないかと考えております。

【内館委員】 具体的にいろいろなことを進めないとは全然駄目で、例えば冊子の方にも、複数の障害教育部門の専門性を生かした教育課程をつくるとか、知的障害特別支援学校の適正な規模と配置というところに、いろいろな職業科といったことも書いてはありますけれども、いろいろな学校に視察に伺ってみて、生徒自身も保護者の方たちも一番安心するのは、何らかの形で障害の状態をうまく生かして職業に結び付けることだと思うのです。今の状態で、この社会情勢で職業に簡単に結び付くとはもちろん思っていませんが、少しでも職業に結び付けるような工夫、プロジェクトのようなものを具体的に何とか立ち上げられないかと思えます。それが低賃金であっても、役に立っていると思えば、子供をすごく元気にしたり、保護者がすごく明るくなったり、私たちの役にも立ってくれているということもありますので、何とかそういったことを上手に具体化できないかといつも思っています。

【特別支援教育推進担当部長】 委員御指摘のとおり、そこは非常に大事なポイントで、今、軽度の知的障害の生徒を対象とした高等部を設置しております。一番最近開校したのが都立永福学園ですが、96パーセントの就労率を達成しております。まだまだ不十分だとは思いますが、そういう視点からの取組は進めているところです。

本文の57ページを御覧ください。

第一次・第二次実施計画では、職業学科の単独校を5校つくる予定ですが、それに加えて、高等部が設置されている他の特別支援学校についても、職業教育を充実するために職業学科の設置等について具体的に検討していきたいと思っています。今回の計画の基本的な考え方の重要なポイントとして、社会的自立を図っていくという中には、卒業後の就労の問題というのも大きくあると思えますので、引き続き、そこにつ

いては力を入れていきたいと思っております。

【委員長】 都立矢口特別支援学校を視察させていただいたときにも伺ったと思うのですが、完全に新築ですか。

【特別支援教育推進担当部長】 一部、今の施設を使うかもしれません。

【委員長】 基本的にはほとんど新築と考えて良いようですね。そのような場合には、新築するまでの間に使えないところが出てくるのが普通なのですが、都立学校はどのようにそれに対処しているのですか。国立大学でもこのケースについては非常に困っています。建物の寿命が来ると壊さなければなりません、壊すと学生は授業を受けられなくなります。そうすると、どこかに仮設校舎をつくらなければいけないのですが、お金がないのでそれがつくれません。ですから、現在持っている教室を何とかやりくりしながら授業を行うのですが、都立学校ではどのようになっているのでしょうか。3番目の公有地につくる場合は更地ですから問題ないと思いますが、その他については、大変ですね。基本方針としてどのように考えているのですか。何とかやりくりしながらやっていくということですか。

【特別支援教育推進担当部長】 今回、この計画をつくるときに開校年次がかなり先になる理由は、今、委員長がおっしゃったように、既設校での工事がほとんどです。非常に工事が難しいという状態です。ただ、様々な考え方がありまして、例えば反転工事などという言い方をしますが、グラウンド側に施設を新設して、旧施設の方を除却してそこをグラウンドとして整備する場合がありますし、グラウンドに仮設校舎をつくって、そこを一時的に使用して、施設を除却して建て直すということもあります。その場合には、近隣の体育館やグラウンドなど地元自治体の所有のものを借りたりして対応するなど、様々な工夫をしながら行っている実態です。

【委員長】 そういったノウハウは、施設の方々はお持ちだと思いますが、相当上手に行わないと混乱を起こす可能性がありますので、よろしくお願いします。

【高坂委員】 職業訓練というのは、私は非常に大切だと思います。働いて、少しでもいいから収入があるということは、保護者も安心されるし、本人が自信を持ちます。詳しいことは知りませんが、財団法人ヤマト福祉財団は非常に積極的に行って、スワンベーカーリーを運営しています。

ですから、そういう経験を水平展開するなど、都立高校の先生に特別支援学校に来ていただいて、指導してもらおうと良いと思います。恐らく農業学科の先生や家庭科の先生がこういうのを教えるというのは、現実的にはかなり可能性があるのではないかと思います。この間もお伺いしましたが、特別支援学校の教員免許を持っている人は、全体からすると少ないのです。それを補充していく一つの方法としては、農業学科の先生、あるいは家庭科の先生などが教える体制、また、それをバックアップするような体制も考えていただきたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 今、委員御指摘の企業との連携による就労支援は、本文の100ページにございますが、現在も少し行っております。民間の企業の方にアドバイスをいただきながら、具体的に就労率の向上に取り組んでおります。

後段の専門的な免許を持った先生という話は、東京都全体の人事の問題にもなってくると思うのですが、特別支援教育の充実のための人事の在り方について、早急に様々な視点から検討していきたいと思っております。

【高坂委員】 私が農業高校を訪問したとき、生徒が一生懸命パンをつくって御馳走してくれました。ああいう技術をこういうところで教えたら、役に立つのではないのかと思ったので申し上げました。

【委員長】 社会全体として企業のサポートがもう少し必要ですね。アメリカ、イギリスに比べると、日本はまだまだ駄目ですね。欧米の企業はこの様な方法適用するのは自分たちの社会的な責任だと思っています。

【内館委員】 それはどのようにアピールしていけばいいのでしょうか。

【委員長】 やはりアメリカはボランティア精神が徹底しているのです。少し話は飛んでしまいましたが、例のポトマック川にボーイング737が落ちたとき、飛び込んで亡くなった方がいらっしゃいました。自分の命を投げうってでも人を助けようという様なところが、日本では少なくなっていました。

【内館委員】 そういうボランティア的なことが、諸外国に比べるとまだ日本ではそれほど行き渡っていないということや、そういう精神が希薄だということもあるかもしれませんが、例えば教育委員会の方から広く訴えかけるとか、訴え続けるということによって、随分違ってくると思います。

【委員長】 以前にも申し上げたかもしれませんが、かつて生涯学習審議会で、アメリカでずっとNGO活動を行っていらっしゃる方に来ていただいて、お話を聞いたことがあります。日本人の方です。日本にはボランティアはたくさんいるが、それを活用する方法がないということを強調されていました。アメリカに比べると、人口当たりのNGO、NPOの数が圧倒的に違うのだそうです。ボランティアの方にうまく働いていただくためには、NGO、NPOがないといけないとおっしゃっていました。YMCA等キリスト教関係の団体のボランティアが、実に上手に働くことは良く知られています。阪神・淡路大震災のときも、働き方が一番見事だったのはその方たちだったと聞いています。あとは邪魔になったこともあったようです。ボランティアとして行ったがどうやって動いていいか分からなかったというところが本当のところのようです。ボランティアは、アメリカではうまく機能していて、サンフランシスコ地震のときもその働きはすごかったようです。

いずれにしても、意欲的に行っていただいておりますが、いろいろ御意見が出ましたので、是非その辺も勘案して、今後の実施に取り組んでいただきたいと思えます。よろしゅうございますか。 異議なし では、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1 1月25日(木)午前10時 教育委員会室

1 2月16日(木)午前10時 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会理事会

委員長協議会理事会・教育長協議会理事会の開催(委員長、教育長のみ)

1 2月22日(水)午後 アジュール竹芝

【委員長】 それでは、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

教育委員会定例会でございますが、次回は11月25日木曜日、次々回は12月16日木曜日、いずれも午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

また、全国都道府県教育委員会連合会、委員長協議会理事会・教育長協議会理事会が、12月22日水曜日午後に、アジュール竹芝で開催されます。木村委員長と大原教育長に御出席をいただきます。

以上でございます。

【委員長】 他に何かございますか。よろしゅうございますか。 異議なし

し それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時41分)